

事業継続力強化支援計画の概要

実施者名	常陸太田市商工会（法人番号 5050005008153） 常陸太田市（地方公共団体コード 082121）
実施期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
目標	(1) 小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定などを支援する。 (2) 被害の把握・報告ルートの確立 (3) 速やかな応急、復興支援策を行うための連携体制の確立 (4) 域内において感染症発生時には速やかに感染防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
事業内容	<p>1 事前の対策</p> <p>(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知</p> <p>(2) 商工会自身の事業継続計画の作成</p> <p>(3) 関係団体等との連携</p> <p>(4) 事業者BCP策定のフォローアップ</p> <p>(5) 当該計画に係る訓練の実施</p> <p>2 発災後の対策</p> <p>自然災害時による発災時には、人命救助が第一として、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進める。</p> <p>(1) 応急対策の実施の可否</p> <p>職員の安否確認や応急対策について市と商工会の2者間で応急対策実施の可否を確認するための仕組みを整備する。</p> <p>(2) 応急対策の方針決定</p> <p>被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定し、2者間で情報の共有を行う。</p> <p>3 発災時における指示命令系統・連絡系統</p> <p>(1) 発災時に被害情報の迅速な報告及び指揮命令を行う仕組みを構築。</p> <p>(2) 被害情報の確認方法や被害額（建物、設備、商品などの合計）の算定方法について常陸太田市と確認しておき、情報の共有をするとともに県へ報告する。</p> <p>4 応急対策時の地区小規模事業者に対する支援</p> <p>(1) 相談窓口の開設をする。</p> <p>(2) 管内の小規模事業者の被害状況を確認する。</p> <p>(3) 被災事業者施策について地区内小規模事業者等へ周知する。</p> <p>5 地区内小規模事業者に対する復興支援</p> <p>県の方針に従って、復旧・復興支援方針を定め、被災小規模事業者に対し支援を行う。</p>
連絡先	<p>常陸太田市商工会</p> <p>〒313-0061 茨城県常陸太田市中城町 3210</p> <p>T E L 0294-72-5533 F A X 0294-72-5546</p> <p>e-mail info@ootasyoko.or.jp</p> <p>常陸太田市 商工振興・企業誘致課</p> <p>〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町 3690</p> <p>T E L 0294-72-3111 F A X 0294-72-0288</p> <p>e-mail yuchi@city.hitachiot.lg.jp</p>